



# 経営再建支援・業種別 ガイドラインチェックシート － クリーニング所 － 《令和4年12月14日改訂版》

## チェックシートの使い方

本チェックシートは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に、業界組合ごとに策定された「業種別ガイドライン」の取り組み状況を把握し、改善するためのものです。

各チェック項目について「実践している」、「実践していない」、「該当しない」にそれぞれ「✓」を入れ、実践していない項目について取り組みを改善しましょう。

※チェック項目があなたのお店で該当しない場合は「該当しない」に「✓」を記入してください。

## 1. 営業者が講ずるべき具体的な対策

### (1) リスク評価

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1) 複数の従業員や顧客と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定している (消毒が必要)			
2) 高頻度接触部位（受渡し台、作業台、プレス機やアイロンの持ち手、洗濯機・乾燥機等の取手及び操作盤、洗剤及びしみ抜き等の薬剤の容器、ハンガー、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、筆記用具などの事務用品、キーボード、マウス、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、洗濯物の集配車のハンドル等）を特定している（特に注意して消毒することが必要）			
3) 施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で声を出す場所や未処理の洗濯物を取扱う作業がどこにあるか等を把握している			
4) 空間のエアロゾル除去（換気）性能の確保、エアロゾルの発生が多い行為等への対応、換気量増加（窓開け換気）の副作用に配慮している。 (※エアロゾル感染については、新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染防止のための効果的な換気について」を参照する)			

### (2) 施設内の各所における対応策

項 目	実践している	実践していない	該当しない
5) 顧客と従業員や従業員同士の接触を避け、マスクの着用や換気の徹底を前提に「人と人とが触れ合わない距離での間隔」を確保するように努め、真正面での立ち位置を避けるなど工夫している			
6) 長時間対面で会話をする場合等、飛沫感染のリスクが高い場面では、必要な身体的距離の確保又は飛沫飛散防止スクリーンを設置している			
7) 変異株の拡大もふまえた正しいマスクの着用を従業員及び顧客に対して周知し、咳エチケットを励行している			

項 目	実践している	実践していない	該当しない
8) 十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布を着用）の着用をしている			
9) マスクの着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照し、マスク着用を推奨する場合、またはマスク着用が必要ない場合およびマスクを外すことを推奨する場合について、職場内で明確にし、周知している			
10) 病気や障がい等でマスク着用が困難な場合には個別の事情に鑑み、差別等が生じないように十分配慮するとともに適切な感染対策を講じている			
11) 大声を出さないよう施設内に掲示し、マスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応をしている			
12) アルコール擦式等の手指の消毒設備を設置又は石鹼と流水による手洗いを励行している			
13) 顧客の衣類等を預かるという業務の特性上、受付や洗濯時での非洗物取扱い時において手指消毒用にアルコール等を用いた場合は、衣類等に影響が及ばないように細心の注意を払い、衣類等の保護に努めている			
14) 変異株の拡大を踏まえ、適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間2回以上、1回に5分間以上）を徹底している			
15) 乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が40%以上になるよう適切な加湿を行っている			
16) 換気について新型コロナウイルス感染症対策分科会「換気の提言」の「機械換気による常時換気」または「窓開け換気（可能な範囲で2方向）」を参考に取り組んでいる ※いずれの場合も、必要な換気量目安は以下とする 1人当たり換気量 30m <sup>3</sup> /時 二酸化炭素濃度目安おおむね 1,000PPM 以下			
17) HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターを補助的に活用している			
18) 施設の定期的な清掃、高頻度接触部位の消毒をしている			
19) クリーニング所及び洗濯物の集配車両には、未洗濯のものと洗濯済みのものを区分して入れる容器・設備等を備え、洗濯物を収納している			
20) 仕上げの終わった洗濯物の保管は、包装するか格納設備に収納し、汚染することのないよう衛生的に取り扱っている			
21) 洗濯前の被洗物と洗濯後の被洗物を取扱う際の動線が交差しないよう留意している			
22) 特に洗濯前の被洗物を扱った後に洗濯後の被洗物を扱う場合には手指の消毒や石鹼と流水による手洗いを徹底している			
23) 複数の従業員や顧客が共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最小限にしている			
24) 店舗併設型の受け渡しBOXを設置・活用している場合には、定期的又は被洗物の預かり及び引き渡しごとにBOX内や取手等の消毒を行っている			
25) 集配の際は、予め訪問先に連絡し了解をいただいたうえで訪問するとともに、受渡時には必ずマスクの着用に加えて、集配で顧客宅に伺う前後には手指消毒を行っている			
26) 集配車に複数人で乗車する場合には、マスクの常時着用および大声や長時間の会話を控えること、換気徹底をはじめとする感染対策に留意している			

### (3) 症状のある方の来店制限等

項 目	実践している	実践していない	該当しない
27) 来店者に対して、来店前の検温または来店時での検温を行い、発熱の有無を確認している			
28) 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人が来店しないよう呼びかけている			
29) 密にならないよう店内における顧客数を制限し、順番待ちの際には人と人とが触れ合わない距離での間隔を確保している			
30) 顧客にも入店時のマスク着用を徹底し、マスクを持参していない顧客には、入店を断るようしている			

### (4) 受取及び引渡

項 目	実践している	実践していない	該当しない
31) 従業員は常にマスクを着用することとしている			
32) 飛沫飛散防止スクリーンを設置した場合は定期的に清拭消毒をしている			
33) レジではコイントレーでの現金受渡を励行するとともに、キャッシュレス決済の利用を促進している			
34) 顧客に対し、新型コロナウイルス感染症患者、濃厚接触者が使用した洗濯物や吐しゃ物やふん尿の付着した物品の持込みは控えていただくよう周知している			
35) ポケット残留物（ハンカチ・マスク等）は来店前にあらかじめ顧客に確認してもらうよう促し、受付での衣類点検時に発見した際には顧客自身に取り出してもらっている			

### (5) トイレ

項 目	実践している	実践していない	該当しない
36) 便器内は、通常の清掃をしている			
37) 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行っている			
38) 使用後は確実に石鹸と流水による手洗いをするよう表示している			
39) 共用のタオルの利用を禁止し、ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルの準備を徹底している			
40) ハンドドライヤー（手を乾かす設備）は、使用を可としている			

### (6) 従業員の休憩室（休憩スペース、食事スペース、喫煙スペース等では以下の点を徹底する）

項 目	実践している	実践していない	該当しない
41) （食事・喫煙を含む）休憩・休息の際は、一定数以上がスペース内に入らないよう、収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避を周知したり、スペースの追設や休憩時間をずらす工夫をしている			
42) 食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えるか、会話の場合はマスクを必ず着用するよう周知している			
43) 休憩スペースは常時換気している			
44) 共用する物品（テーブル、椅子等）は定期的に消毒している			
45) 入退室前後の手洗いを徹底している			

## (7) ゴミの廃棄

項 目	実践している	実践していない	該当しない
46) 鼻水、唾液等が付着したマスクやティッシュ等のゴミを捨てる際は、ゴミに直接触れることがないようにゴミ袋をしっかりと縛っている			
47) ゴミを捨てた後は、手指消毒又は石鹸と流水による手洗いをしている			

## (8) 清掃・消毒

項 目	実践している	実践していない	該当しない
48) 市販されている界面活性剤含有の洗剤や漂白剤を用いて清掃し、通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、適時清拭消毒している			
49) 顧客の衣類等を預かるという業務の特性上、漂白剤などを用いた消毒作業を行う際には、衣類等に影響が及ばないように細心の注意を払い、衣類等の保護に努めている			

## (9) その他

項 目	実践している	実践していない	該当しない
50) 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービスを提供する際は、より慎重で徹底した対応を検討している			

## 2. 従業員の感染管理

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1) 従業員は必ず出勤前に体温を計るほか、毎日の健康状態を把握している			
2) 発熱や風邪の症状等体調が悪い場合は、店舗責任者にその旨を報告し、勤務の可否等の判断を仰ぐとともに、症状に応じて医療機関の受診や検査を受けることとしている			
3) 有症状者に対する検査については、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡する対応も可能であることを従業員に周知している			
4) 体調の優れない従業員は積極的に休ませている			
5) 職場内の濃厚接触者の特定・行動制限は基本的に行っていないが、自治体や保健所が濃厚接触者の特定を実施する場合には、その判断に従うこととしている			
6) これらの報告を受ける担当者（営業者、クリーニング師等）及び情報を取り扱う範囲を定め、従業員に周知している			
7) 受付から返却までの各作業工程及び会計後等のこまめな手指消毒又は石鹸と流水による手洗いの徹底を図っている			
8) マスク着用等の咳エチケットの周知を行っている			
9) 夏季の暑熱環境下でのマスク着用による熱中症に注意し、予防のための環境整備や対策を図っている			
10) 時差出勤、自転車通勤の活用を図っている			
11) 従業員のユニフォーム等はこまめに洗濯している			
12) 寮などで集団生活を行っている場合、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境での一般的な感染防止措置を行っている			
13) 必要に応じて、健康観察アプリのインストール・活用や抗原簡易キット使用など、検査の更なる活用・徹底を検討している			

項 目	実践している	実践していない	該当しない
14) 従業員に感染者が出て営業が一時的に継続できなくなる場合を想定し、その間の顧客対応、品物の引き渡し方法等について近隣同業者との取り決めを行っておくなど、事業継続計画（BCP）を策定している			
15) ワクチン接種については、厚生労働省 HP の「新型コロナワクチンについて」等を参照している			
16) ウイルス検査・受診については、適切に産業医、契約医療機関、受診・相談センター等の相談・案内等を行っている			

集計：それぞれの項目ごとにチェックの数を集計して記入してください

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1. 営業者が講ずるべき具体的な対策			
2. 従業員の感染管理			
合 計	①	②	③

あなたのお店の新型コロナウイルス感染症対策 実践状況

1. あなたのお店でやるべき対策の項目数

66 項目 - ③の数 (該当しないの数) = A

2. あなたのお店の達成状況

①の数 ÷ A の数 × 100 =

%

あなたのお店の新型コロナウイルス感染症対策 実践状況は

% です